

新型コロナウイルス感染症予防接種予診票

	診察前の体温	度 分
住 所		
氏 名	男・女	
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日の新型コロナウイルス感染症の予防接種について裏面の説明書を読みましたか。	は い	い い え	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	は い	い い え	
現在、何か病気にかかっていますか。 病名 ()	は い	い い え	
治療(投薬など)を受けていますか。	は い	い い え	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	は い	い い え	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。()	は い	い い え	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。	は い	い い え	
新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けたことがありますか。	は い	い い え	
①その際に具合が悪くなったことはありますか	は い	い い え	
②新型コロナウイルス感染症以外の予防接種の際に具合が悪くなったことはありますか	は い	い い え	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか。	は い	い い え	
1カ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	は い	い い え	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	は い	い い え	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	は い	い い え	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	は い	い い え	
今日の予防接種について質問がありますか。	は い	い い え	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能・見合わせる) 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 <div style="text-align: right;">医師署名又は記名押印</div>
-------	---

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No. (注)有効期限がきれていないか確認	筋肉内接種 ml	実施場所 北海道立江差病院 医師名 接種年月日 令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症予防接種希望書 (医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。)

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

(接種を希望します・接種を希望しません)

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

令和 年 月 日 被接種者自署 _____

(※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)

新型コロナワクチン予防接種を受ける方へ

◆ワクチンの目的

新型コロナウイルスの重症化を予防することを目的としています。そのため、接種をしても完全に感染を防ぐことはできません。

また、効果は期待できますが、副作用の恐れもあります。この点をご理解いただいた上で接種してください。

◆予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱のある方（37.5℃以上の時）
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ワクチンの成分で、重症のアレルギー反応を起こしたことがある方
- ④その他、医師が不相当と判断した方

◆予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ①基礎疾患で治療中の方
- ②過去に新型コロナワクチンを接種してアレルギー症状が見られた方
- ③血液をサラサラにする治療（抗凝固療法）を受けている方

◆予防接種を受けた後の注意事項は？

- ①接種後、急な副反応が起こることがあります。医師と連絡をとれるようにしておきましょう。
- ②副反応の多くは24時間以内に現れますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は接種後1時間を経過すれば可能ですが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種後はいつも通りの生活をしてかまいませんが、接種後24時間は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

◆新型コロナワクチン予防接種の副反応

接種後に軽度または中等度の接種部位のいたみや倦怠感、頭痛、発熱などが起こることがあります。症状が長引く場合、強く出た場合は、接種医の診察を受けてください。

◆健康被害の救済制度について

予防接種により健康被害が生じた際には、予防接種法に基づく申請を行い、厚生労働大臣が予防接種によるものと認定した時に予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）を受けることができます。